



Title	LGBT理解増進法をめぐる保守的な政治ディスコース： 寛容、嫌悪、ナショナリズム
Author(s)	李, 恒聰
Citation	大阪大学言語文化学. 2025, 34, p. 19-31
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102078
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

LGBT 理解増進法をめぐる保守的な政治ディスコース： 寛容、嫌悪、ナショナリズム*

李 恒聰**

キーワード：LGBT 理解増進法、批判的談話分析、保守言説

On June 16, 2023, after multiple rounds of inter-party competition, the “LGBT Understanding Promotion Law” was passed by the plenary session of the House of Councillors. Against this backdrop, *Gekkan Hanada* and *Gekkan WiLL*, both well-known conservative magazines, wrote extensively about the LGBT Understanding Promotion Law and took a firm stand against it.

In light of these developments, it is evident that, while the discourse of LGBT tolerance is being produced and reproduced in Japanese society, the influence of conservative forces cannot be overlooked. This study focuses on the discourse of conservative politicians who oppose the LGBT Understanding Promotion Law, examining in detail how opposition to the law is justified and what ideologies are expressed within it.

The results suggest that conservative politicians have justified their opposition to the LGBT Understanding Promotion Law by constructing an image of Japan as tolerant of homosexuality, blurring the line between trans women and sex offenders, and identifying and characterizing the actors advocating for the bill. It is also likely that numerous ideologies-such as a culture of tolerance versus nationalism, transphobia, and anti-communist sentiment-were employed within the discursive space created by the opposition.

By elucidating and deconstructing the discourse of conservative politicians, this study aims to contribute to the elimination of discrimination and inequality against sexual minorities.

* Conservative Political Discourse Surrounding the LGBT Understanding Promotion Law: Tolerance, Phobia, Nationalism (LI Hengcong)

** 大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻博士後期課程

1 はじめに

2023年6月16日、「LGBT理解増進法」は参議院本会議で賛成多数で可決、成立した。「LGBT理解増進法」の正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、その目的は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」とされている¹。この法案は糸余曲折を経て2023年に成立した。2021年に東京オリンピック・パラリンピックの影響を受け、超党派の議員連盟が法案をまとめて五輪前の成立をめざしたが、自民保守派に強く反発され、法案提出には至らなかった。2023年になって、2月の荒井勝喜元首相秘書官の性的マイノリティに対する差別発言や、5月のG7サミットの開催をきっかけに、岸田総理は法案の提出を党に指示した²。これを受け自民党は、保守派に配慮しつつ、2021年に超党派の議員連盟がまとめた法案(議連合意案とも呼ばれる。以下、「原案」)を基に修正を行い、2023年5月18日に公明党とともに修正案(以下、「与党修正案」)を国会に提出した³。

一方、立憲民主党、日本共産党、社民党は自民党の修正案に反対し、2021年の議連合意案と同じ内容の法案を同日国会に提出した⁴。さらに、5月26日には日本維新の会と国民民主党が独自の法案(以下、「独自案」)を国会に提出した⁵。そして、6月9日に自・公・維・國の国対委員長会談で与党側が日本維新の会と国民民主党の独自案を丸ごと受け入れ、ほぼ同じ内容に修正した⁶(以下、「与党再修正案」)。結果的に、6月16日に自民・公明両党と日本維新の会、国民民主党の4党による与党再修正案が参議院本会議で可決・成立した。これに対して、立憲民主党や共産党などは原案より内容が後退していると批判した⁷。

2021年の原案と比較すると、与党再修正案は元々「差別は許さない」としていた文言を「不当な差別はあってはならない」に変更した。また、「自認の性で権利を認めれば、

¹ 「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進」. 内閣府公式サイト. <https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>. (最終閲覧日: 2024-05-19).

² 『「LGBT理解増進法」施行 当事者・支援団体からは内容に批判も 企業への影響は?』. 朝日新聞 SDGsACTION!. 2023-06-23. <https://www.asahi.com/sdgs/article/14939487>. (最終閲覧日: 2024-05-19).

³ 「立憲・共産・社民 “LGBT法案”超党派の法案を提出」. 日テレ NEWS NNN. 2023-05-18. <https://news.ntv.co.jp/category/politics/fb876a3d4f30412caa97387dbdd1ab>. (最終閲覧日: 2024-05-19).

⁴ 「性自認理由の差別許されない 超党派合意のLGBT理解増進法案 共産・立民・社民 共同提出」. 『しんぶん赤旗』日本共産党中央委員会. 2023-05-19. https://www.jcp.or.jp/akahata/aik23/2023-05-19/2023051901_01_0.html. (最終閲覧日: 2024-05-19).

⁵ 「維新・国民 LGBT理解増進の独自の法案を共同で提出へ」. NHK. 2023-05-25. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230525/k10014078051000.html>. (最終閲覧日: 2024-05-19).

⁶ 「【国対】自公維國の国対委員長会談でLGBT理解増進法案の修正を確認」. 国民民主党公式サイト. 2023-06-09. https://new-kokumin.jp/news/diet/20230609_1. (最終閲覧日: 2024-05-19).

⁷ 「LGBT理解増進4党による与党案修正した法律が成立 参院本会議」. NHK. 2023-06-16. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230616/k10014100991000.html>. (最終閲覧日: 2024-05-19).

トイレや風呂で性を都合良く使い分け、犯罪につながるケースもある」などの主張に対応し、「性自認」を「ジェンダー・アイデンティティ」に変えた。さらに、「性教育だって十分にできていない」「子どもが混乱する」などの意見に対応し、本来記載されていた「学校の設置者の努力」などの文言が削除され、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」という多数派への配慮を表す条文が追加された。このような変更点に対して、「不当でない差別、許される差別があるかのようだ」、「多数派への配慮」という言葉は「当事者の方を向いていない。現状の改善どころか悪くなるのでは」などの批判の声が上がっている⁸。

以上の背景から、日本初のLGBTの人権向上に関する法案をめぐって複数の政党が激しい対立を繰り広げた結果、保守派への配慮やトイレの犯罪問題、学校教育への懸念などの現状維持を志向する意見が影響を及ぼし、法案に対する慎重・保守的な立場が与党再修正案に多く反映されたと考えられる。本研究は「LGBT理解増進法」に反対する保守派政治家の言説に焦点を当て、LGBT理解増進法への反対意見がいかに正当化され、そこにどのようなイデオロギーが表出しているかを詳察することを目的とする。LGBT理解増進法に関する保守的な政治ディスコースの言説を解明することで、性的マイノリティに対する差別・不平等を解消する一助となることを期待する。

2 先行研究

海外の研究から見ると、政府あるいは政治家による性的マイノリティへの差別と排除は、往々にしてナショナリズムと密接な関係にある。例えば、ロシア政府はロシアの同性愛者を「外国の代理人」としてスケープゴートすることでナショナル・アイデンティティを作り出したという (Slptcov, 2018)。現代ポーランドでは、政治家によるホモフォビア言説において、同性愛者が幻想的なストレンジャーとして語られており、民族の敵としてのストレンジャーのイメージが活用されている (Shibata, 2009)。また、セルビアの政治家によるパブリック・ディスコースにおいても、性的マイノリティが民族主義の神話によって国家や社会の敵として認識されている (Stakić, 2011)。

日本においては「同性愛に寛容な文化が存在する」という言説が構築されることによって同性愛嫌悪の存在自体が議論の対象とされてこなかった」(風間, 2016: 1) という歴史が存在するため、寛容文化を念頭に置いてホモフォビアを分析し、寛容言説を解明しようとする研究が多く見られる。例えば、Tamagawa (2016: 176) は、表面的には同性愛者に友好的と言われる日本においてなぜ同性婚の合法化の進展が遅いのかを考察し、日

⁸ 「LGBT理解増進法案」三つの迷走ぶり その違いは? 当事者「現状より悪くなる」. The Asahi Shimbun Globe+. 2023-06-02. <https://globe.asahi.com/article/14921218>. (最終閲覧日: 2024-06-25).

本社会には二つのホモフォビアが存在し、一つは明示的に表示されない「quiet (*otonashii*) homophobia」（静かな（おとなしい）ホモフォビア、筆者訳）、もう一つは家族、友人といった身内が対象となる「familial (*uchi*) homophobia」（家族的（うち）ホモフォビア、筆者訳）だと指摘した。また、風間（2016）は日本の寛容言説がホモフォビアを隠蔽し、同性愛者の政治的可視化を否定してきたと説明した。さらに、Kazama（2020）は、寛容言説とナショナリズムは無縁ではないことを論証した。同氏によると、自民党は日本の寛容文化を強調することで、超保守的な政治家に対して LGBTへの取り組みの合理性を示すとともに、他国と比較して日本が優位に立っていることを裏付けている。

日本では性的マイノリティおよびそれに関連する政治運動が常に保守派政治勢力からの反発を受けているにもかかわらず、保守派政治勢力の LGBTに対する反対意見を考察する研究がまだ少ない。Fogelberg（2023）は日本の主要な全国紙の記事、与党のホームページの文章、主要な LGBTQ+ ロビー団体のツイートをデータとして 2021 年の原案に対する賛成意見と反対意見を分析し、原案が棚上げされた原因を究明した。具体的には、伝統的な価値観（例えば異性愛規範）や宗教団体、国民の投票行動などの影響を受けた自民党多数派の保守的立場や、差別の定義の曖昧さと過剰な訴訟への懸念、そして法案の成立が同性婚の合法化につながる可能性に対する恐れが原因の一部であると指摘された（Fogelberg, 2023: 65）。また、岡田（2019）は杉田水脈氏による論考『「LGBT」支援の度が過ぎる』を考察し、杉田氏が LGB を T と混同していたと指摘し、杉田氏のジェンダー二元論を搖るがすものに対する恐れは、杉田氏個人のものではなく、自民党を中心とした保守政治が持つ思想の反映だと説明した。

以上のような議論はあるものの、保守派政治家の LGBT に関する反対意見に特化した分析が管見の限りほぼ皆無であり、寛容文化以外のイデオロギーについて言及した研究も少ない。この点について議論をさらに深める必要があると考えられる。

3 目的とリサーチクエスチョン

本研究の目的は、今まであまり議論されていなかった保守派政治家の「LGBT 理解増進法」への反対意見を取り上げ、その言説及びその背後にあるイデオロギーを明らかにすることによって、性的マイノリティに対する差別や不平等を解消することである。

したがって、以下二つのリサーチクエスチョンを設定する。

①保守政治家たちはどのようなディスコース・ストラテジーを利用して LGBT 理解増進法案への反対意見を正当化したか。

②反対意見から産出された言説空間において、どのようなイデオロギーが見られるか。

4 研究方法と研究対象

前述したように、日本においては同性愛に寛容な伝統文化が存在するという言説がある。つまり、リサーチクエスチョンを解明するには歴史的、文化的な構造への洞察が必要である。したがって、本研究ではヴォダック(2010)が提唱した批判的談話研究(Critical discourse studies、以下、「CDS」)の手法の一つであるディスコースの歴史的アプローチ(Discourse-Historical Approach、以下、「DHA」)を援用する。DHAは従来のCDSと同じように、言語の中に潜在する支配や権力、イデオロギーに関心を持つ。一方、①歴史的な埋め込みに特に焦点をあてる学際的研究、②研究対象に対する種々のパースペクティブを組み合わせる方法論的原則としての複合三角法、③研究成果を実践に応用しようとする姿勢によって特徴づけられる(ライジグル&ヴォダック, 2018)。歴史的な埋め込みへの考慮は、DHAの発展に伴い、すでに最も重要な原則の一つとなり、「歴史を考慮に入れると、再文脈化が間テクスト的に、あるいは間ディスコース的に、テクストとディスコースを結びつける重要なプロセスとして機能する道筋を再構成することができる」と考えられる(ライジグル&ヴォダック, 2018: 45)。

また、DHAは三つの次元から構成され、①特定のディスコースにおける特定の内容あるいはトピックを決めた上で、②ディスコース・ストラテジーを調べ、その次に③言語的手段とコンテクスト依存の言語的現実を調査する(ライジグル&ヴォダック, 2018)。本研究は、保守政治家たちがLGBT理解増進法案への反対意見をいかに正当化したかについて関心を持つ。そのため、ディスコース・ストラテジーを調べるにあたり、特に論証ストラテジーに目を向ける。論証ストラテジーの目的は肯定的または否定的な帰属に対する正当化にある。この目的を達成するために、すなわち特定の人々ないし社会集団に対する政治的な包含または排除、差別または優先的な扱いを正当化するために多様なトポス(結論つまり主張と論拠を結びつける、内容上の理由づけまたは結論規則)が使われる(ヴォダック, 2010)。また、DHAを用いて論証ストラテジーを明らかにする場合、問題となっているディスコースに採用されている論拠に注目する必要がある(ライジグル&ヴォダック, 2018)。そのため、本研究は保守的な政治ディスコースの引用文を分析する際に、特にそこに利用された論拠に焦点を当てる。完全なDHAの分析を行うならば、8つの段階計画に従うべきであるが、資金や時間の制限のある場合は、小さい規模で行うのが有益である(ライジグル&ヴォダック, 2018)。したがって、本研究は保守派政治家が自分の反対意見をいかに正当化したかを炙り出すため、論証ストラテジーに重心を置きながら、ディスコース・ストラテジーに対して総合的な考察を行う。その上で、学際的な知見を統合し、反対意見から産出された言説空間におけるイデオロギーを明らかにする。

本研究は、有力な保守派総合誌として知られ、LGBT 理解増進法案についても多く取り上げた『月刊 Hanada』と『月刊 WiLL』を対象として分析する。『月刊 Hanada』は、2023 年 7 月号では「亡国の LGBT 法案」、8 月号では「LGBT 法案で自民党は死んだ」という特集を二回連続で掲載している。『月刊 WiLL』は、2023 年 7 月号で「日本を歪める LGBT 法案」、2023 年 9 月号で「LGBT」と題して特集を組んでおり、LGBT 理解増進法案に断固反対する立場を示していた。『月刊 Hanada』と『月刊 WiLL』にはジャーナリストだけではなく、現職国會議員など（特に自民党所属）の政治家による寄稿も多く掲載されており、自民党の保守派政治家と親密な関係を持つ側面があると推察される。よって、保守派政治家の性的マイノリティに関する言説を究明するための適切なデータだと考えられる。

本研究では、『月刊 Hanada』と『月刊 WiLL』の 2023 年 1 月号から 2024 年 6 月号までの間に掲載された LGBT 理解増進法案に関する投稿を一通り確認し、反対意見が主な内容となっている投稿のみを選定した。また、岡田（2019: 15）の「国会議員である杉田氏の発信によって大きな波紋を広げたことからも、やはりその象徴性も含めて国会議員という存在の影響力は大きい」という知見を踏まえ、本研究は国会議員による投稿のみを選び出して研究対象とした。選定された投稿は以下のとおりである。

- ① 『月刊 Hanada』2023 年 5 月号（発売日 2023/3/24）片山さつき（自由民主党・参議院議員）「LGBT 法案、そんなに急ぐなれ」
- ② 『月刊 Hanada』2023 年 7 月号（発売日 2023/5/26）和田政宗（自由民主党・参議院議員）「LGBT 法案で自民党が死んだ日」
- ③ 『月刊 WiLL』2023 年 8 月号（発売日 2023/6/26）門田隆将（作家・ジャーナリスト）／高鳥修一（自由民主党・衆議院議員）「LGBT 法案退席 岸田さん、聞く耳はどうした！」
- ④ 『月刊 WiLL』2023 年 9 月号（発売日 2023/7/26）有村治子（自由民主党・参議院議員）「LGBT 法成立に動いた“尋常ならざる力”」
- ⑤ 『月刊 WiLL』2023 年 10 月号（発売日 2023/8/25）神谷宗幣（参政党・参議院議員）「LGBT 法は公金チューチューに利用される」

5 分析

5.1 日本の寛容文化への言及

保守派政治家が、日本の特殊性、特に性的マイノリティに対する寛容文化を強調する言説がよく見られる。

(1) 日本が民主主義のお手本にしているイギリスでは、北アイルランドやスコットランドなどで同性愛者などを禁止する法律があり、それを廃止できたのは七九年から八二年にかけてです…翻って、歴史的に日本はどうか。戦国時代のお小姓などは知られていますし、女装という点では歌舞伎の女形がある。つまり、LGBTの方々が石もて追われるようなことはなかったのです。(『月刊 Hanada』2023年5月号:片山さつき「LGBT法案、そんなに急ぐなれ」)

(2) そもそも、私は、歴史を振り返れば、日本は性的少数者の方々に対して比較的寛容な社会であったと考えています。近代の日本では同性愛を法律で処罰したり、あえて社会から排除したりすることはせず、多様性の形が受容されてきたと理解しています。これと対照的に、外国の宗教的な倫理観から同性愛者に対して極めて厳しい対応があったことは歴史の事実です。(『月刊 WiLL』2023年10月号:神谷宗幣「LGBT法は公金チュー チューに利用される」)

(1) は戦国時代のお小姓と歌舞伎の女形（女装を LGBT と同一視しているのは誤謬であるが）の存在を例に挙げ、性的マイノリティが「石もて追われるようなことはなかった」、すなわち性的マイノリティに対して寛容な歴史文化が存在していたと主張している。そして、(2) は同性愛者が法律で処罰されたり、社会から排除されたりしないという二つの論拠を挙げて、日本を「性的少数者の方々に対して比較的寛容な社会」と説明している。(1) と (2) の論拠はかなり乱暴であるが、日本を性的マイノリティに対して寛容であるという古来の伝統を持っている国として位置づけようとする意図が窺える。風間（2016: 11）は、「寛容言説が日本における同性愛嫌悪を隠蔽するだけでなく、同性愛者の政治的可視化を否定する機能を持つ」と指摘した。ここから、保守派政治家たちは、日本を同性愛者に寛容な国として位置づけることで、LGBT 理解増進法の必要性を否定し、同性愛者の政治的可視化を阻止していると考えられる。

また、日本の寛容さを語る一方、(1) は昔のイギリスの同性愛者禁止法に言及し、(2) は外国において同性愛者に対して極めて厳しい歴史があったと述べている。(2) で使われた「外国」という言葉は極めて抽象的な概念であるが故に、寛容な日本と厳しい外国という構造がより明確に創出されていると考えられる。Kazama (2020) は、自民党が2016年に作成した「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」を分析し、自民党が日本の寛容文化を強調して自国を他国より優位な立場に立たせることで、SOGI 多様性への取り組みをナショナリズムの文脈の中に位置づけたことを明らかにした。しかしながら、(1) と (2) においては、寛容文

化を強調して自国をより優位な立場に立たせることに変わりがないものの、ナショナリズムの文脈の中に位置づけられるのは SOGI 多様性への取り組みではなく、LGBT 理解増進法への反対である。

よって、保守派政治家たちは、LGBT 理解増進法への反対行為を、日本の伝統的 cultures を尊重し、日本の優位性を保持する行為に切り替えることで、LGBT 理解増進法への反対を正当化したと考えられる。

5.2 LGBT 理解増進法がもたらす悪影響への言及

本節では、保守派政治家たちが LGBT 理解増進法の考え方の影響についてどのように語っているかを考察する。

(3) 心も身体も男性なのに「心は女性」と称して、女性更衣室や女性トイレ、女性用浴場に入る人物が出てくるのではという懸念について、どのように女性を守っていくかという観点での議論は深まっていない。LGBT の方々はこうした行動はしないと考えるが、悪意を持った「身体は男性だけど心は女性」と主張する人物を止めることができるのか、どのように止めるのか。女性を守るために徹底的な議論は、党内において行われていないのである。(『月刊 Hanada』2023 年 7 月号：和田政宗「LGBT 法案で自民党が死んだ日」)。

(3) の和田氏の抜粋では、「悪用」の可能性を訴える論証を用いて LGBT 理解増進法に反対している。つまり、法案が悪意を持つ人物に悪用される可能性があり、女性の安全を守るために法案に反対すべきだと主張している。冒頭の部分において、「LGBT の方々はこうした行動はしない」と表明することで、一見すると性的マイノリティと悪意を持つ犯罪者とを区別しているように見える。しかし、「身体は男性だけど心は女性と主張する人物」という表現により、あたかもトランスジェンダー、特にトランス女性を暗示しているかのような犯罪者のイメージをも同時に提示した。

このようなトランスジェンダーと犯罪者との境界線を曖昧に語る傾向は、以下の片山氏の文章からの抜粋 (4) にも見られる。

(4) … 性転換手術をめぐって欧米でクラスアクション … が多発しています。性同一性障害だと診断され、性転換として乳房や男性性器の切除をしたのはいいが、やってみたら「これも自分にとって自然ではない」と思う人が出てきて … つまり、人間の内心の微妙な問題ではありますが、微妙というのは「変わりうる」だけではなく、「変わり得

ない」こともある … スコットランド議会は二〇二二年十二月に、法律上の性別変更手続きを簡易化する法案を可決しました。すると、女性二人に性的暴行を加えた罪で一月二十四日に有罪評決を受けた男性が「自分はトランスジェンダーである」と訴え、性別を女性に変更すると言い出したのです … では女性刑務所に入れていいのか（『月刊 Hanada』2023年5月号：片山さつき「LGBT法案、そんなに急ぐなれ」）

実際のところ、性別適合手術（gender-affirming surgeries）を受けたトランスジェンダー（transgender）とジェンダーダイバース（gender-diverse、性別にとらわれない性自認や性表現を持つ人）が手術を後悔する割合は1%未満に過ぎないという証拠がある（Bustos et al., 2021）。しかし、(4) では、極端な事例だと明言せず、「多発」を用いて手術の後悔を普遍化しようとする意図が窺える。さらに、トランスジェンダーを「内心の微妙な問題」と主張し、「変わり得ないこともある」と述べている。言い換えれば、トランスジェンダーだと判断されても、実際に性自認が変わっていないこともあるではないかと、(4) は暗に語っていると考えられる。さらに、スコットランドの事例を引き合いに出し、性自認が不可知かつ不安定であり、トランスジェンダーだと主張しても実は悪用している可能性があることを暗に示している。トランスジェンダーと性犯罪者とを結びつけることで、LGBTの「T」、いわゆるトランスジェンダーと性犯罪者との境界線を曖昧にしている。

以上の分析から、(3) の「心も身体も男性なのに心は女性と称する人物」や「身体は男性だけど心は女性と主張する人物」、(4) の「自分はトランスジェンダーであると訴える有罪評決を受けた男性」は、他の性的マイノリティではなく、トランス女性だけを連想させるような表現となっており、トランス女性を犯罪者とみなすイメージだけが提示されているとわかる。それに対して、女性トイレ、女性更衣室、女性刑務所といった女性専用スペースが守られるべき場所として強調されている。つまり、侵害するトランス女性と侵害されるシジエンダー女性という構図が作り出されていると考えられる。

「性自認を含む公共施設の差別禁止法案の成立は、公共トイレや更衣室などの空間での犯罪事件の件数と頻度と関係がない」と言う研究結果が示されている（Hasenbush et al., 2019）にもかかわらず、トランス女性は、常に潜在的な性犯罪者、あるいはある種のトロイの木馬として描かれている。つまり、トランス女性が女性専用スペースに入ることで、略奪的な男性も、自分が女性であると主張して女性専用スペースに侵入できるようになると主張している（Pearce et al., 2019）。Phipps（2016）も指摘しているように、このような恐怖を醸成する感情的政治は、トランス女性を女性専用スペースやサービスから排除することにつながりかねない。また、トランス女性に暴力を投影することで、

暴力や虐待を受けたトランス女性の経験を不可視している (Phipps, 2016) と考えられる。

5.3 LGBT 理解増進法を推進する勢力への言及

保守派政治家たちは、LGBT 理解増進法を支持する側についても説明している。

(5) ラーム・エマニュエル駐日米国大使 … 「LGBTQ への差別を禁止し、同性婚を認める法整備を訴える理由は？」との質問に対し、「人々を排除するような社会が、力強い未来を築くことなどできるはずがない。(略) 早期に法律制定すべきだ」と答えた … 個人ではなく米国大使の肩書で行っているならば完全に外圧であり … その意志と圧力のもとにわが国の何かを変えようとするのであれば、日本は戦後七十八年たっても米国の属国ということになる (『月刊 Hanada』2023 年 7 月号：和田政宗「LGBT 法案で自民党が死んだ日」)。

(6) 米国では HRC (Human Rights Campaign) という性的少数者の平等推進に取り組む米国最大の公民権団体が存在する … しかし、HRC の圧力で弊害も発生しています … ビール「バドライト」の売り上げが急落しました … 日本も対岸の火事とは言えません。日本で HRC から最も高い評価を受けている企業が存在します。(『月刊 WiLL』2023 年 10 月号：神谷宗幣「LGBT 法は公金チューチュに利用される」)

(5) では、LGBT 理解増進法が米国からの「外圧」によって推進されていると述べている。この「外圧」によって、日本と外国というナショナリズムの構図が再び前景化される。さらに、もしその外圧に屈服にすれば、日本は米国の属国になり、より劣位に落ちるという恐怖が煽られている。また、(6) では、米国の公民権団体 HRC からの圧力及びその弊害が示され、その圧力が日本の経済に悪い影響を及ぼす可能性があると述べている。これらの二つの抜粋は、LGBT 理解増進法を推進する側に外国の勢力が関与しているかのように語っている。さらに、これらの外国勢力は日本を支配しようとして、日本の政治と経済に悪影響を及ぼすかもしれないと仄めかしている。ここから、LGBT 理解増進法を支持する側が海外の敵対勢力に加担する売国奴として位置づけられていると考えられる。興味深いことに、Kawasaki (2023) によると、日本における 2000 年代のジェンダー・バックラッシュでは、反ジェンダー・ディスコースも外国と関わりを持つというジェンダー理論の特徴を非難したという。

(7) … 活動家たちは、自民党の議員をオルグすることにした … 中国共产党がとった戦

略と同じです。(『月刊 WiLL』2023年8月号：門田隆将／高鳥修一：「LGBT 法案退席岸田さん、聞く耳はどうした！」)

(8) 「同性愛、墮胎、乱交を正常、自然、健康なものとして国民に認知させる」とあり、これらが共産主義者の目標として掲げられています。共産主義者は、伝統的な価値観を破壊することで、社会を崩壊させようと考えています。(『月刊 WiLL』2023年10月号：神谷宗幣「LGBT 法は公金チューチューに利用される」)

(7) と (8) では、LGBT 理解増進法と共産党との関係が暗示されている。(8) では「同性愛」が「墮胎」、「乱交」と並べられ、これらの行為が同等に問題視されていると窺える。そして、(8) では、恐怖と不安を煽るような表現で共産主義者が「伝統的な価値観を破壊することで、社会を崩壊させる」という反社会的勢力として描かれ、反共感情を喚起しようとしていると考えられる。Kawasaki (2023) によれば、日本における2000年代のジェンダー・バックラッシュにおいて、反ジェンダー・ディスコースも反共感情を利用したという。

6 終わりに

本研究は、ヴォダック (2010) が提唱した批判的談話研究の歴史的アプローチを援用し、『月刊 Hanada』と『月刊 WiLL』の2023年1月号から2024年6月号までの間に掲載された LGBT 理解増進法案に関する保守派政治家からの投稿を研究対象として、保守政治家たちはどのようなディスコース・ストラテジーを利用して LGBT 理解増進法案への反対意見を正当化したか、そして反対意見から産出された言説空間においてどのようなイデオロギーが見られるかといった二つのリサーチクエスチョンを解明することを試みた。

分析の結果、保守派政治家たちは同性愛に寛容な日本像を構築したり、トランス女性と性犯罪者の境界線を曖昧にしたり、法案を推進する主体を特定して特徴づけたりして、LGBT 理解増進法に対する反対行為、そして LGTB の人々に対する嫌悪を正当化したと考えられる。

また、反対意見から産出された言説空間において、寛容文化とナショナリズム、トランスフォビア、反共感情といった数多くのイデオロギーが利用されたことが明らかとなった。これらのイデオロギーは、LGBT 理解増進法に関する反対ディスコースに限らず、時代や国境を超えて、無数のディスコースにおいて生産・再生産されていると考えられる。

本研究は、より極端な保守派政治家の反対意見のみを取り上げたため、保守派という幅広い政治的グラデーションを全体的に反映したものとは言い難い。したがって、今後は政治的傾向の多様性を考慮しつつ、議論を深めていきたい。

参考文献

- Bustos, V. P., Bustos, S. S., Mascaro, A., Del Corral, G., Forte, A. J., Kim, E. A., ... & Manrique, O. J. (2021). Regret after gender-affirmation surgery: a systematic review and meta-analysis of prevalence. *Plastic and Reconstructive Surgery-Global Open*, 9(3).
- Fogelberg, I. (2023). Legal rights for queer people in Japan: How the LGBT Understanding Promotion Bill was shelved in 2021. Stockholm University.
- Hasenbush, A., Flores, A. R., & Herman, J. L. (2019). Gender identity nondiscrimination laws in public accommodations: A review of evidence regarding safety and privacy in public restrooms, locker rooms, and changing rooms. *Sexuality Research and Social Policy*, 16(1), 70-83.
- Kawasaki, K. (2023). Queers and national anxiety: discourses on gender and sexuality from anti-gender backlash movements in Japan since the 2000s. *Global perspectives on anti-feminism: Far-right and religious attacks on equality and diversity*, 182-201.
- Kazama, T. (2020). Conditional inclusion: Sexual minorities, tolerance, and nationalism. *International Journal of Japanese Sociology*, 29(1), 39-51.
- Pearce, R., Gupta, K., & Moon, I. (2019). Introduction: The many-voiced monster: collective determination and the emergence of trans. In *The Emergence of Trans* (pp. 1-12). Routledge.
- Phipps, A. (2016). Whose personal is more political? Experience in contemporary feminist politics. *Feminist Theory*, 17(3), 303-321.
- Shibata, Y. (2009). The Fantasmatic Stranger in Polish Nationalism: Critical Discourse Analysis of LPR's Homophobic Discourse. *Polish Sociological Review*, 166(2), 251-271.
- Sleptcov, N. (2018). Political homophobia as a state strategy in Russia. *Journal of Global Initiatives: Policy, Pedagogy, Perspective*, 12(1), Article 9.
- Stakić, I. (2011). *Homophobia and hate speech in Serbian public discourse: how nationalist myths and stereotypes influence prejudices against the LGBT minority* (Master's thesis, Universitetet i Tromsø).

- Tamagawa, M. (2016). Same-sex marriage in Japan. *Journal of GLBT Family Studies*, 12(2), 160-187.
- 有村治子 (2023) 「LGBT 法成立に動いた“尋常ならざる力”」『月刊 WiLL』2023 年 9 月号、ワック、pp.41-47。
- 岡田桂 (2019) 「“不完全に” クィア一性的少数者をめぐるアイデンティティ / 文化的政治と LGBT の『生産性』言説がもたらしたものー」『年報カルチュラル・スタディーズ』7,pp.7-26。
- 風間孝 (2016) 「『寛容』な文化における同性愛嫌悪」『国際教養学部論叢』8 (2),pp.1-16。
- 片山さつき (2023) 「LGBT 法案、そんなに急ぐなけれ」『月刊 Hanada』2023 年 5 月号、飛鳥新社、pp.284-291。
- 門田隆将・高鳥修一 (2023) 「LGBT 法案退席 岸田さん、聞く耳はどうした！」『月刊 WiLL』2023 年 8 月号、ワック、pp.42-51。
- 神谷宗幣 (2023) 「LGBT 法は公金チューチュに利用される」『月刊 Will』2023 年 10 月号、ワック、pp.285-291。
- マーティン・ライジグル&ルート・ヴォダック (2018) 「ディスコースの歴史的アプローチ (DHA)」『批判的談話研究とは何か』ルート・ヴォダック, ミヒヤエル・マイヤー編; 野呂香代子訳、三元社、pp.33-88。
- ルート・ヴォダック (2010) 「談話の歴史的アプローチ」『批判的談話分析入門 クリティカル・ディスコース・アナリシスの方法』ルート・ヴォダック, ミヒヤエル・マイヤー編; 野呂香代子訳、三元社、pp.93-131。
- 和田政宗 (2023) 「LGBT 法案で自民党が死んだ日」『月刊 Hanada』2023 年 7 月号、飛鳥新社、pp.80-85。

